

入札監理小委員会における審議の結果報告 金融庁ネットワークシステムの運用支援業務

金融庁ネットワークシステムの運用支援業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成25年11月から平成29年12月までの期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 業務の引継ぎについて

【論点】

- （1）業務の引継ぎ義務を、次期事業者に負わせるべきではない。
- （2）受託者の交代があり得ることを明確に示すために、「入札手続（スケジュール）」に「業務の引継ぎ」の時期を記載すべきではないか。

【対応】

- （1）業務の引継ぎを、現行事業者から次期事業者に対して行うことと規定した。（資料 1 - 2 P 6）
- （2）「現行事業者から次期事業者への業務の引継ぎ」の時期を追記した。（資料 1 - 2 P 10）

2. 情報開示について

【論点】

公平な競争環境を構築する観点から、現行事業者が情報の点において圧倒的有利な立場にならないように、入札参加の意向がある事業者に対して積極的に情報を提供していくべきではないか。

【対応】

入札参加の意向がある事業者に対してより多くの情報を提供できるように、金融庁の対応について追記した。（資料 1 - 2 P 10 及び P 26）

3. 評価基準について

【論点】

落札者決定における評価基準の「評価 D」は、「要求要件に対する提案内容が含まれているが、具体性や実現性にかかる根拠が不明確であるもの。」と規定されているにもかかわらず、配点比率が10%あるのはおかしいのではないか。

【対応】

評価基準の「評価D」を、「要求要件に対する提案内容が含まれているが、ヒアリング等を実施しなければ具体性や実現性にかかる根拠が不明確であるもの。」に修正した。

さらに、「(注) 要求要件を満たしていない場合の配点比率は0%である。」を追記した。(資料1-2 P12)

4. 「契約の解除」及び「損害賠償」等について

【論点】

発注官庁側の必要に応じて契約解除が可能で、その際等に事業者から損害賠償が出来ないといった条項は、事業者に対して厳しいのではないか。

【対応】

民間事業者と協議の上で決定することに修正した。

(資料1-2 P16 及びP19)

5. パブリックコメントの結果について

1件も意見が寄せられなかった。

以 上